

鳥取県立高等学校定時制教科書及び通信制教科書・学習書交付要領

1 目 的

鳥取県立高等学校の定時制及び通信制の課程に学ぶため勤労青少年の経済的負担を軽減し、生徒の学習意欲の向上を図るため、教科書及び学習書（以下「教科書等」という。）の購入に要した代金（以下「購入代金」という。）を生徒に対して給付し、もって高等学校定時制、通信制教育の振興に資するものとする。

2 給付対象者

給付対象者は、次の各号に掲げる要件のいずれも満たす者のうち教科書等の購入代金の給付を希望する者で、当該年度において2以上の教科・科目を履修し、かつそのための教科書等を購入した者であること。

(1) 有職生徒のうち、当該年度において90日以上勤務実績のある者又は見込まれる者であること。当該年度中に複数の事業所等で勤務した場合は、これらの勤務日数を合算することができる。

ただし、有職生徒以外の生徒で、疾病その他やむを得ない事由により校長が適当と認めた者については、教科書又は学習書（通信制課程のみ）の給与の対象とすることができる。

(2) 当該生徒が、別表事由に該当する者であること。

3 給付対象教科書等

(1) 給付対象となる教科書は、鳥取県教育委員会が採択した教科書又は鳥取県立学校管理規則第14条に定める準教科書とし、学習書は、鳥取県教育委員会において通信教育用学習図書として適当と認めたものに限る。

(2) 同一の教科書等を二回以上給付対象としてはならない。

4 給付の申請時期

(1) 4月から12月のうち校長が定める日とする。

(2) 12月末日現在において勤務日数を満たしていない場合であっても、12月末日現在勤務している者で、現時点までの勤務日数と翌年3月末日までの勤務見込日数とを加えた日数が90日以上と認められる場合は、12月の申請のときに提出することができる。

5 提出書類

教科書等の購入代金の給付を受けようとする者は、次の書類を提出すること。

(1) 鳥取県立高等学校定時制教科書及び通信制教科書・学習書購入代金給付申請書（様式第1号）

(2) 鳥取県立高等学校定時制教科書及び通信制教科書・学習書購入代金請求書
(様式第3号)

(3) 所得証明書等
別表事由に該当することを証する書類

6 添付書類

教科書等の購入代金の給付を受けようとする者は、前項で定める書類の他に、次の書類を提出すること。

(1) 有職生徒 …在職証明書

勤務の状況によって次のとおりとする。

ア 正職員として勤務している場合 (様式第2-1号)

イ 自営業等に従事している場合 (様式第2-2号)

ウ パート又はアルバイトとして勤務している場合 (様式第2-3号)

なお、やむを得ない事情により、在職証明書の提出が困難と校長が認める場合は、申請月の直前3か月分の給与明細の写しの提出に代えることができる。

(2) 疾病等により職に就くことができない者 …医師の診断書等

申請時において、疾病等により職に就くことができない(入院、通院、リハビリ等により当該年度を通じて職に就くことができない)と認められる者とする。

(3) 心身に障害を有し、職に就くことができない者 …障害者手帳の写し、医師の診断書等

申請時において、心身の障害により職に就くことができない者とする。

(4) り災により経済的に修学が困難な者 …り災証明の写し等

申請時において、り災により経済的に修学が困難状況にある者とし、給与の対象となる期間は、原則としてり災した当該年度及び翌年度のうち校長が適当と認める期間とする。

(5) その他、やむを得ない理由がある者 …第三者が当該生徒の状況を証明した書類等

申請時において、生活保護世帯(高等学校等就学費のうち教材代について受給要件に該当しない者に限る)であることや家族の看病のために就職できない等のやむを得ない理由があると校長が認める者とする。

7 給付の決定

校長は、給付の決定をしたときは、申請者に対し鳥取県立高等学校定時制教科書及び通信制教科書・学習書購入代金給付決定通知書(様式第4号)により通知する。

なお、原則として給付の決定の変更は、翌年度まで行わない。

8 給付の方法

校長は、給付の決定をした者に対して、教科書等の購入代金を支給する。

9 事務手続

- (1) 校長は、給付の決定をした者について、高等学校定時制教科書購入代金所要額調書（様式第5号）又は高等学校通信制教科書・学習書購入代金所要額調書（様式第6号）を高等学校課に提出しなければならないものとする。この場合、購入代金の領収書等の写し及び教科書等の単価表（発行者名、教科書の記号・番号、書名、定価を記入したもの）を添付すること。
- (2) 提出期限は、決定した月の翌月10日とする。

10 その他

関係諸帳簿等を事業完了後5年間保管すること。

附 則

この要領は、平成17年4月1日から施行する。

この要領は、平成19年1月22日から施行し、平成19年度分から適用する。

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

別表

事由	内容	
1 修学に対する意欲があり、かつ、性行が正しい生徒（以下「対象生徒」という。）について、火災、風水害等の非常災害により授業料の支弁が困難であると認められるとき。	本人を含む世帯の総所得金額（以下「総所得額」という。）が、生活保護法による保護の基準（昭和38年厚生省告示第158号）に定める基準を基に算出した額に1.3を乗じた額（以下「基準額」という。）の2倍の額に達しないとき。	(1) 居住する家屋が全壊し、若しくは半壊し、又は全焼し、若しくは半焼したとき。 (2) (1)に該当しないとき。
2 対象生徒について、保護者の疾病、障がい又は死亡により授業料の支弁が困難であると認められるとき。	(1) 両親が死亡したとき、又は死亡しているとき。 (2) 医療費等に多大な負担を必要とする疾病又は障がいを有する保護者（以下「療養中の保護者」という。）以外の保護者が地方税法（昭和25年法律第226号）第5条第2項第1号に規定する市町村民税が課税されていない者（以下「非課税者」という。）又は均等割のみ課税されている者（以下「均等割のみ課税者」という。）であるとき。 (3) 総所得額から療養中の保護者の所得額を差し引いた金額が基準額に達しないとき。	
3 対象生徒について、通学又は下宿等（通学が困難であるためにする場合に限る。以下同じ。）に要する費用の多額の負担により授業料の支弁が困難であると認められるとき。	総所得額から次の金額を控除した金額が、基準額に達しないとき。 (1) 通学に多額の負担を要する場合にあっては、通学に利用する交通機関の1年分の定期乗車券の購入に要する経費の金額（以下「通学費」という。）から85,000円を控除した額 (2) 下宿等に多額の負担を要する場合にあっては、家賃、光熱水費及び通学費	
4 対象生徒について、1の項から3の項までに規定するもののほか、家計が困窮し、授業料の支弁が困難であると認められるとき。	(1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条に規定する保護者又は同法第6条の4に規定する里親が自動車事故により死亡し、又は自動車損害賠償保障法施行令（昭和30年政令第286号）別表第2の後遺障がい第1級から第3級までに該当することとなったとき。	ア 生活保護法（昭和25年法律第144号）第11条第1項に規定する生活扶助、教育扶助、住宅扶助又は医療扶助のいずれかの適用を受けている世帯（以下「生活保護世帯」という。）に属しているとき。 イ 保護者のいずれもが、非課税者であるとき。 ウ 保護者のいずれもが、非課税者又は均等割のみ課税者であるとき（イに該当する場合を除く。）。
	(2) 両親ともいないとき（死亡の場合を除く。）。	
	(3) 本人が生活保護世帯に属しているとき。	
	(4) 保護者のいずれもが、非課税者であるとき。	
	(5) 保護者のいずれもが、非課税者又は均等割のみ課税者であるとき（(4)に該当する場合を除く。）。	ア (6)又は(7)に該当するとき。 イ アに該当しないとき。
	(6) 事業の倒産、失業、離婚等により、保護者（主たる家計支持者に限る。）が収入を得られなかったとき（失業にあっては、転職のための退職又は定年による退職の場合を除く。）。	総所得額から当該保護者の所得額を差し引いた金額が、基準額に達しないとき。
	(7) 本人と同一生計に属する者が疾病、傷害等により多大の経費を必要とするため著しく生活が困窮しているとき。	総所得額から医療費の額（健康保険等で支給される療養費等及び生命保険契約等で支給される入院費給付金を控除した額をいう。）を差し引いた金額が基準額に達しないとき。
	(8) (1)から(7)までに該当しないとき。	ア 総所得額が基準額に達しないとき。 イ 特別な理由により、家計が困窮しているため授業料の支弁が困難であり、特に減免の必要があると認められるとき。